

ゾーン別の景観形成方針と基準

一般ゾーン その他一般地区

対象
地区

シンボルゾーン及び重点地区を除く、景観計画区域全域

目標と基本方針

宇部市の中心部として、賑わいと潤いが調和するまとまりある市街地景観の形成を目指すとともに、地区の個性を育みながら官民協働による景観形成を目指します。

- 商店街等では、賑わいと活力を感じられる市街地景観の形成を目指すとともに、住宅と混在している特性を踏まえ、市の中心部にふさわしい潤いとまとまりある景観を形成します
- 住宅を中心とする地区では、住みよい住環境を保全・形成するとともに、個々の地区における個性を活かした地域景観を保全・形成します
- 道路や公園等の公共施設のみならず、個々の敷地レベルにおいて緑化を進めるとともに、既存の樹木、緑地はできるかぎり保全し、潤いある市街地の景観を形成します

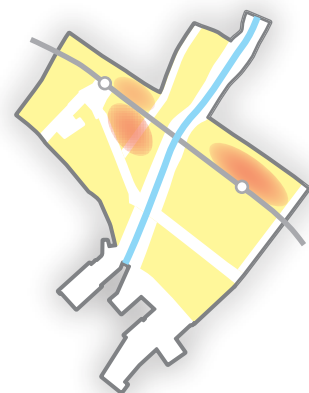
景観形成方針及び基準（建築物・工作物等）

● の項目は、勧告の対象となります

その他一般地区では、対象となる建築物・工作物等のうち、大規模建築物・工作物および開発（以下、大規模等）と、それらに該当しないもの（以下、その他）を区別し、それぞれに対し、方針及び基準を設けています。

※1 大規模等とは、大規模建築物・工作物および開発で、周囲の景観に対する影響が少なからず発生すると考えられる建築物等や開発を対象とし、対象は以下の通りです。

- ・ 階数4以上または高さ15m以上の建築物および工作物、あるいは敷地面積1,000㎡以上の敷地内に建築される建築物および工作物
- ・ 開発許可の対象である開発区域面積が1,000㎡以上の開発行為



形態・意匠
・色彩

〔大規模等〕

- 長大な壁面や大規模な印象を周囲に与えず、周囲と調和するよう形態・意匠での工夫を行う。 ※2
- 道路に面する低層部（1～3階）において、通りとしての景観がそろっている場合には、意匠において連続性を感じさせる工夫を行う。
- 色彩は、全体として落ち着いた色を基調とし、周辺環境と調和させるよう配慮する ※3

〔その他〕

- ・ 建築物では、周囲のまちなみと調和した形態・意匠での工夫を行い、色彩は全体として落ち着いた色を基調とし、周辺環境と調和させるように配慮する。 ※4
- ・ 工作物では、周辺の景観への影響が少ないよう形態・意匠において工夫を行う。 ※5
- ・ 色彩は、周辺環境と調和させるように配慮する

※2 周囲と調和する形態での工夫による大規模な印象の軽減、ベランダや窓などの意匠の工夫による突出感や違和感の軽減

※3 外壁等について、マンセル基準値を参照（規模等により基準が異なる）

※4 周囲の環境から突出した印象を与えないよう彩度・明度ともに配慮

※5 周囲に与える突出感や違和感を軽減

建築設備

〔大規模等〕

- ・ 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- ・ 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、公共空間から見えない位置に配置する。

〔その他〕

- ・ 建物に付随する施設設備は、周囲の景観へ配慮し、できる限り見えないよう工夫する。

素 材

〔大規模等〕

- 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。
- 光る素材を使用する場合は、周囲の景観への影響が少ないよう配慮し、建物全体での使用は避け、できる限り最小限の使用とする。 ※6

〔その他〕

- ・ 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。

※6 ガラス、パネル等

重点エリア

対象
地区

琴芝地区、宇部新川駅周辺地区、渡辺翁記念会館周辺地区

各地区における固有の景観や環境を大切にするとともに、魅力ある地域づくりのあり方について、住民・事業者と行政が一体となって、継続的な協議を行い、地区レベルでのきめ細やかな景観形成を図ることを目的とした地区です。

各地区の景観形成の方針や、より詳細な規制・誘導方策が定まった時点において、その内容を景観計画へ反映（重点地区として指定）するか、またはその他の手法（景観地区や地区計画等の指定）を適用します。

各地区の協議により景観形成方針や基準が定まるまでの間は、「その他一般地区」と同じ方針等を暫定適用します。



渡辺翁記念会館周辺地区については、国の重要文化財に指定されたことを受け、渡辺翁記念会館とその周辺の見え方に配慮した良好な景観の形成に向け、より積極的に協議を進めていきます。

色の基準（マンセル基準表）

F その他一般地区（大規模等のみ）

- ・ 外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、下の表F-①とし、周辺環境と調和させるよう配慮する。
- ・ アクセントカラーは低層部において少量の使用を基本とし、外観の印象を大きく変えないように配慮する。

表F-① 外壁等の基調色（大規模等）

色 名	彩 度	明 度
赤(R系) 黄赤(YR系) 黄(Y系)	6以下	5以上
上記以外	2以下	7以上

その他

〔大規模等〕

- ・ 道路境界から後退して建物を建て空地を設ける場合や、建物入口を設ける場合には、歩道や道路との連続性や潤いある景観の創出となるように、舗装や植栽等による工夫を行う。
- ・ 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見えにくい場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には、緑化を行うなど閑散とした印象を和らげ、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 駐車場などの空地においては、道路からの見え方に配慮し、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内での緑化ブロックの使用や樹木の植栽などによる緑化を行うことによる緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。

〔その他〕

- ・ 道路境界から後退して建物を建て空地を設ける場合や、駐車場を配置する場合には、緑化ブロックの使用や生け垣や植栽等による緑の創出による潤いある景観の形成への工夫を行う。